第五条第二項第十一号中「法第五十五条の三第一項第二号（金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引に限る。）、同項第三号、同項第五号」を「法第五十五条の三第一項第五号」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三　削除

第五条第二項第十四号中「承認銀行等」を「承認金融機関又は第二十一条若しくは第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者」に、「法第五十五条の三第一項第二号から第五号まで、第十号及び第十一号」を「法第五十五の三第一項第五号」に改め、同項第十五号から第十九号までを次のように改める。

十五から十九まで　削除

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条第二項中「前項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引を行った」を「前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引を行った」に、「当該資本取引以外の資本取引（前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。）」に改める。

第十条第一項第一号中「取得」の下に「であって、次に掲げる外国法人の発行に係る証券の取得」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該居住者により所有される外国法人の株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ　当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　対外直接投資に係る証券の取得であって、前号に掲げるもの以外のもの　別紙様式第十三

第十条第二項中「前項の規定により対外直接投資について報告をした」を「前項第一号又は第二号に掲げる対外直接投資を行った」に改め、「報告に係る」を削り、同項第三号中「変更又は消滅」を「放棄又は免除」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第一号の二に掲げる対外直接投資を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡をしたときは、当該譲渡について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該譲渡をした日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第十条第四項中「前三項の規定による」を「第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六から第十九までによる」に、「当該資本取引以外の当該各項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引」を「当該資本取引以外の資本取引（第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六から第十九までによる報告をしなければならないとされる資本取引に限る。）」に改める。

第二十九条中「対外直接投資を行っている居住者（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）前に対外直接投資に相当する取引又は行為を行っている者を含む。）は、その対外直接投資の相手方となる外国法人が次に掲げる外国法人に該当する場合には、」を「外国法人の発行済株式等の百分の十以上を所有している居住者は、」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第三十条の見出し中「本邦にある会社の」を削り、同条中「法第二十六条第一項に規定する外国投資家のうち非居住者により同条第一項第一号から第三号までに掲げる対内直接投資等が行われている本邦にある会社（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）前に対内直接投資に相当する行為が行われている本邦にある会社を含む。）は、当該外国投資家の」を「一のもの（法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもののうち非居住者に限る。次項において同じ。）により発行済株式等の百分の十以上を所有されている本邦にある会社は、当該一のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　一のものにより特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の総口数の百分の十以上を所有されている特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）は、当該一のものの出資比率及び当該特定目的会社の内部留保の状況等について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該特定目的会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額（同法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第四十二条第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

第三十二条第一項中「次に掲げる債権又は貸付若しくは借記の額」を「非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権」に、「当該債権又は貸記若しくは借記の額」を「当該債権」に改め、同項各号を削る。

第三十五条第二号中「第八条第六項」を削る。

第三十六条第四号中「又は貸記若しくは借記」を削る。

第三十八条第一号中「第八条」を「第九条」に改める。

別表第二中「西サモア」を「サモア」に改める。

別紙様式第二中「及び貸借記勘定の未決済残高」及び「それぞれ」を削り、「海外預金の残高等」を「海外預金の残高」に改める。

別紙様式第九を次のように改める。

別紙様式第九　削除

別紙様式第十二を次のように改める。

別紙様式第十二　削除

別紙様式第十四中「また本省令」を「また、両方の根拠規定に該当する場合又は本省令」に改める。

別紙様式第十六を次のように改める。

別紙様式第十六

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報　告　者：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

財務大臣　殿
（日本銀行経由）

1 取引相手の方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は所在地	